

学校感染症とその出席停止期間（平成 24 年 4 月改訂版）

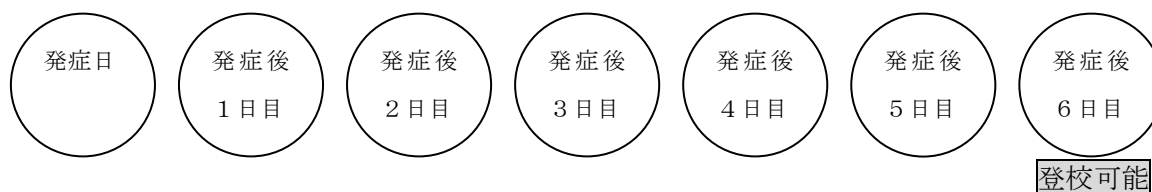
学校保健安全法施行規則が一部改正され、平成 24 年 4 月 1 日から施行されました。学校において予防すべき感染症（第 1 種・第 2 種・第 3 種）にかかった場合は出席停止の扱いになります。

飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い第 2 種の感染症の出席停止期間が下記のように一部改正されましたのでご確認ください。

＊ 学校保健安全法施行規則の一部改正にともなう改正箇所に下線を引いています。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第 2 種	・ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く） ・ 百日咳 ・ 麻疹（はしか） ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・ 風疹（三日はしか） ・ 水痘（水ぼうそう） ・ 咽頭結膜熱（プール熱） ・ 結核、<u>髄膜炎菌性髄膜炎</u>	・ <u>発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで</u> ・ 特有の咳が消失するまで又は <u>5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</u> ・ 解熱した後 3 日を経過するまで ・ <u>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで</u> ・ 発疹が消失するまで ・ すべての発疹が痂皮化するまで ・ 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで ・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
ただし、結核、 <u>髄膜炎菌性髄膜炎</u> を除く第 2 種の感染症については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。		

[参考] インフルエンザにおいては、最短でも、発症後 6 日目からの登校になります。



(様式1)

主治医 様

学校(園) 名

(年 組) 名前 () の保護者より、学校(園) において予防すべき感染症 () 罹患の連絡がありました。

この場合、学校保健安全法及び同施行規則により出席停止及びその期間が定められています【別紙】。しかし、同法規則第19条第2項の中に「病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。」とされています。

学校(園)内での伝播、感染の予防に万全を期したいと思いますので、お手数をおかけしますが、感染のおそれなくなりましたら、下記にご記入いただき、保護者(または当該児)に持たせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

.....

出席停止にかかる証明書

年 組 名 前

上記の者「 」に罹患加療中のところ、学校保健安全法の基準により、感染のおそれがないと認め、 月 日より登校(園)してさしつかえないことを証明する。

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印